

1) 全体としての意見

1) 意見を募集している第一種使用規程の承認申請案件の6件について、速やかに承認を希望いたします。

◆研究期間の延長をするだけで再申請と審査を行う必要が、科学的にあるのでしょうか。改めて評価する必要のある新たな知見がない限り、期間延長については届出だけですむように、ご検討いただきたい。

◆開花期制御イネでは、新たに飼料用イネへ遺伝子が導入されていますが、導入される遺伝子は同じものと思われます。同じベクターを用いて遺伝子導入するのであれば、品種ごとに申請させる必要はないと思います。その理由は、一度承認された系統に飼料用イネを何度も交配した場合と、最終的には区別がつかなくなるからです。したがって、別申請にする科学的根拠はないと思われます。もちろん、導入した品種によって生物多様性影響が生じることが想定される場合は個別の審査が必要ですが、少なくとも隔離ほ場で栽培する限り、生物多様性影響が生じるとは思えません。遺伝子組換え研究の効率的な推進のために、無駄な申請を見直すことを要望します。

2) 【各申請に関する意見】

・葉緑体形質転換タバコは、我が国で初めての葉緑体形質転換植物の第一種使用等（←「等」は必要ですか？小林）です。葉緑体形質転換植物の物質生産能力の高さと、花粉を介した遺伝子拡散がないことは植物工場として実用化を進める上で極めて優れた特性です。また、隔離ほ場という限られたほ場における栽培であれば、生物多様性影響も想定されませんので、速やかな承認をお願いします。

・複合病害抵抗性イネはすでに何系統も承認されており、生物多様性影響評価結果と隔離ほ場で栽培する限りは生物多様性への影響が生じるとは想定できません。

・開花期制御イネはすでに承認されており、新たに飼料用イネに遺伝子導入した系統が申請されていますが、生物多様性影響評価結果と隔離ほ場で栽培する限りは生物多様性への影響が生じるとは想定できません。

・スギ花粉症治療米もすでに承認されているものの研究期間の期間延長であれば問題ないと思われます。

行政には科学的根拠に基づく、冷静な判断を求めます。そもそも、国民が判断に迷っているような事柄であればこそ、行政から積極的な情報や指針を出すべきです。納税者への義務であると考えます。